

2021 年度版
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

2022 年 5 月
インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

- 今年度も、インターネットオークション（以下、オークション）およびフリマアプリ（以下、フリマ）を対象に効果検証を実施するとともに、権利者ならびにオークションやフリマ等の CtoC マーケットプレイス運営事業者（以下、CtoC プラットフォーマー）による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害物品の出現率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。

両群（1 群と 2 群）とも総じて、市場での流通量が拡大されている昨今の状況を鑑みると、本協議会を通じた対策の効果が継続しているものと考えられる。本年度も、ここ数年の傾向として見られていた、特定サービスでの集中的な模倣品出品は確認されなかった。

- 1 群は、CtoC プラットフォーマーによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度に引き続き、侵害品出現率は低く抑えられていることが確認できた。なお、昨年度まで 2 群に位置づけられていた CtoC プラットフォーマーが 3 年間の取り組みを通じて今年度 1 群に移行するまでに状況が改善しており、これは大きな成果であると考えられる。
- 2 群は、ここ数年侵害品出現率が低下傾向にあったものの、今年度はその数値が上昇し同群にとどまったことから、引き続き削除等の措置を鋭意継続し、早期に 1 群への移行をすることが期待される。

2. ガイドライン分科会の報告

- ガイドライン分科会では、「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の運用状況及び最新の侵害事例について議論を行った。
- 本年度は、本ガイドライン別紙について、最新の状況を確認のうえ、追加又は削除すべきカテゴリー、対象出品物の検討を行った。

【本文】

1. 効果検証分科会の報告

(1) 効果検証の方法

今年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者と CtoC プラットフォーマーの実務担当者で構成される「効果検証分科会」において実施要領（別紙 1「効果検証の実施方法について」参照）を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

①効果検証対象

今年度も、オークションおよびフリマを含めた 8 つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

今年度も昨年度と同様、検証対象出品を 2 つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は) CtoC プラットフォーマーに出品停止要請可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）CtoC プラットフォーマーにおいて削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき CtoC プラットフォーマーに対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量される出品（蓋然性が高い出品）。

③CtoC プラットフォーマーの群分け

権利者並びに CtoC プラットフォーマーによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じ CtoC プラットフォーマーが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

i 1 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%未満）：7 サービス

ii 2 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 2%以上 10%未満）：1 サービス

iii 3 群（直近 3 年間の侵害出品率の平均値が 10%以上）：0 サービス

(2) 検証結果

①オークション

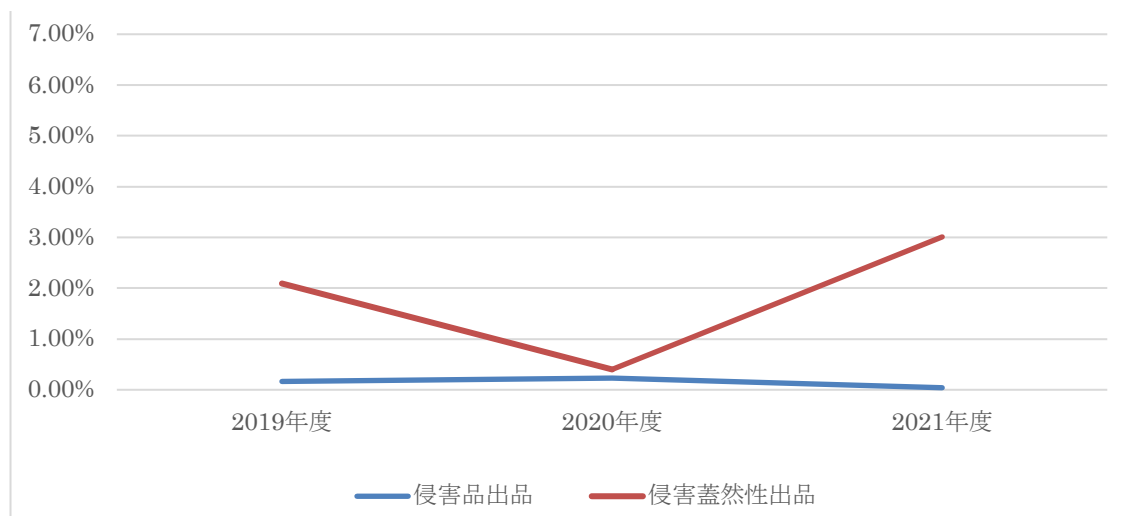
i 「侵害品出品」の出現率

		平成 31 年度/令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	1,513	0.00%	1,800	0.28%	1,247	0.08%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	2,354	0.25%	2,197	0.18%	4,127	0.02%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	3,867	0.16%	3,997	0.23%	5,374	0.04%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成 31 年度/令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	1,513	3.37%	1,800	0.00%	1,247	3.53%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
商標権	1 群	2,354	1.27%	2,197	0.73%	4,127	2.86%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—
合計	1 群	3,867	2.09%	3,997	0.40%	5,374	3.01%
	2 群	—	—	—	—	—	—
	3 群	—	—	—	—	—	—

【参考】オークションでの出現率（著作権と商標権の合計）推移



②フリマ

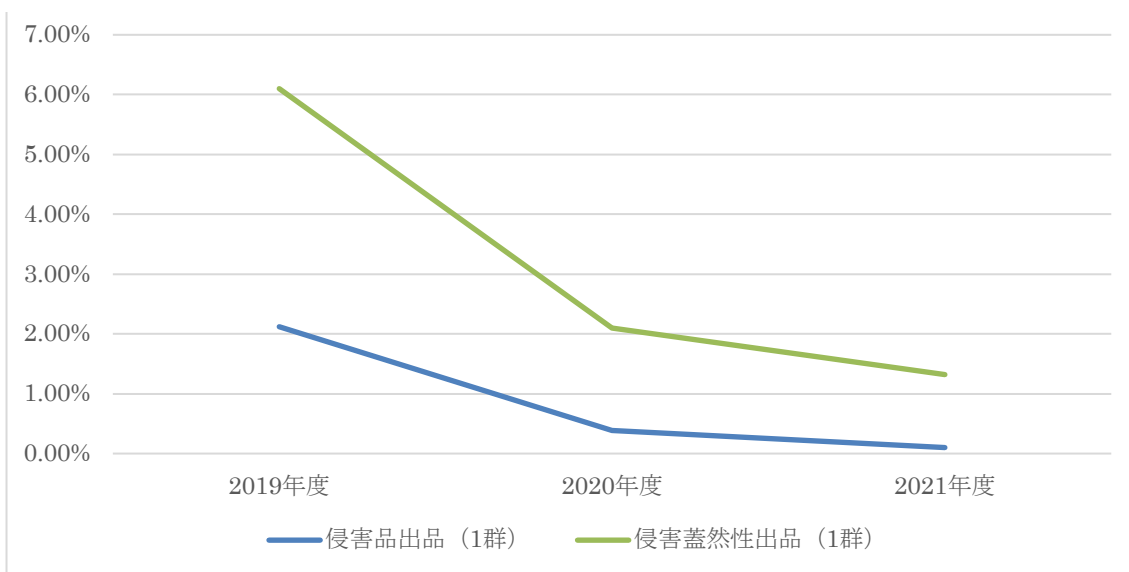
i 「侵害品出品」の出現率

		平成31年度/令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	3,506	1.06%	2,198	0.18%	2,813	0.18%
	2群	705	0.14%	1,301	0.54%	112	0.00%
	3群	76	0.00%				
商標権	1群	4,389	2.96%	4,742	0.49%	7,069	0.07%
	2群	1,083	4.16%	2,308	1.78%	1,171	7.17%
	3群	753	0.93%				
合計	1群	7,895	2.12%	6,940	0.39%	9,882	0.10%
	2群	1,788	2.57%	3,609	1.33%	1,283	6.55%
	3群	829	0.84%				

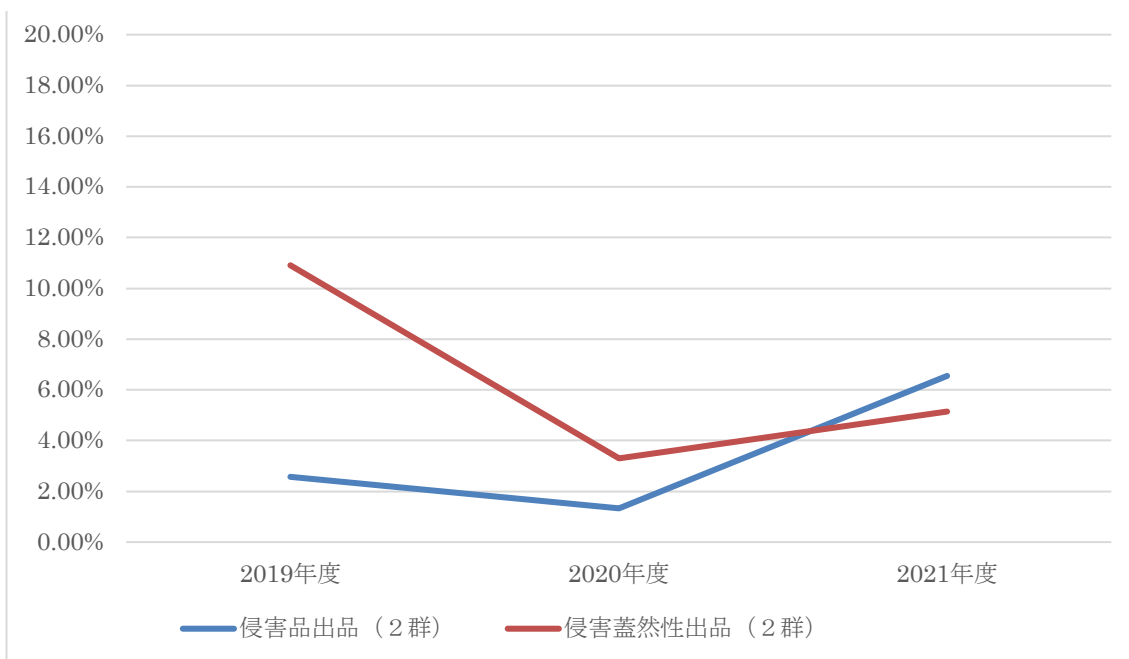
ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		平成31年度/令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	3,506	2.31%	2,198	3.78%	2,813	2.17%
	2群	705	5.25%	1,301	0.00%	112	0.00%
	3群	76	26.32%				
商標権	1群	3,837	9.56%	4,742	0.39%	7,069	0.98%
	2群	1,083	14.59%	2,308	5.16%	1,171	5.64%
	3群	753	6.11%				
合計	1群	7,343	6.10%	6,940	2.10%	9,882	1.32%
	2群	1,788	10.91%	3,609	3.30%	1,283	5.14%
	3群	829	7.96%				

【参考】フリマ（1群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



【参考】フリマ（2群）での出現率（著作権と商標権の合計）推移



(3) 検証結果の分析

i. オークションについて

いずれも 1 群にカテゴリズされており、今年度も「侵害品出品」及び「侵害蓋然性出品」の出現率を極めて低く保つことができている。ただし、「侵害蓋然性出品」の出現率は著作権・商標権ともに増加に転じることとなった。

ii. フリマについて

今年度も、昨年同様 6 サービスを検証対象とした。

1 群にカテゴリズされる 5 つのサービスでは、「侵害品出品」の出現率は極めて低水準に保たれているとともに、「侵害蓋然性出品」の出現率も減少している。そのうち、1 つのサービスは、初年度以降、本協議会を通じて得た侵害対応の知見やノウハウを活用による積極的な取り組みを通じて今年度 1 群に到達するに至ったもので特筆すべきことである。

また、2 群にカテゴリズされる 1 つのサービスでは、一部商品について削除対応が追い付かなかったとの理由により、昨年度と比較して「侵害品出品」の数値が上昇している。しかしながら、削除対応等の取り組みを積極的に進める意思を有していることから、今後もその継続実施が期待されることである。

iii. 小活

総じていえば、本協議会加盟直後において「侵害品出品」の出現率が高かったプラットフォームも、本協議会を通じて侵害品判断の知見や対応ノウハウを共有・蓄積することが可能となり、その結果、侵害品流通が劇的に改善されていることから、本協議会を通じた権利侵害品対策の効果が現れていることが確認できた。

ただし、上述のとおり今年度はオークション、一部フリマともに「侵害蓋然性出品」に関わる数値の上昇が見られることから、今後も、権利者及びプラットフォーム相互に情報共有と分析・検討を行うことにより、必要に応じてガイドラインの改訂等を行い、かかる状況の改善を図っていく必要があると考えられる。

(4) その他

今年度は、検証方法における「記録方法」に関して、その目的を改めて確認した上で、必要とされる具体的作業内容について検討を行った。

効果検証は、本協議会における権利者及びプラットフォーマーの自主的な取組結果を示す一つの指標となるものであることから、実態を反映した適切かつ効率的な方法で行われることが求められる。そのため、プラットフォーマーのサービス特性等に応じた、より正確な実態把握を可能とする新たな検証方法について今後も検討と更新を行っていく必要がある。

また、任意調査結果を活用して、その時点における様々な課題について詳細分析と対策方法を見出し、本協議会で用いるガイドラインの改定および侵害品流通阻止の様々な対策につながる進言を継続的に発することも重要と考える。

2. ガイドライン分科会の報告

(1) 本ガイドラインの改定について

本ガイドラインについては、現在のガイドライン本紙での運用で良い結果が出ているため、本年度は現在の本ガイドラインで効果検証等の運用を行うことが好ましいとの意見で一致した。

(2) 本ガイドライン別紙の改定について

本ガイドライン別紙については、権利者側における最新の製品製造状況等を踏まえて、追加削除すべきカテゴリー、対象出品物について洗い出しのうえ、アップデートを実施した。

(3) 具体的内容

第1回 …今年度のガイドライン分科会での討議内容の検討

本ガイドライン別紙への改定案の持ち寄り、および採用可否の検討

第2回 …本ガイドライン別紙の改定、ガイドライン本紙及び別紙の最終改訂日の確定(承認)

3. 本年度の活動の総括

本年度は、ガイドライン分科会においてガイドライン別紙についてのみ見直しを実施するとともに、効果検証分科会において効果検証を実施した。

効果検証結果においては、権利者・CtoC プラットフォーマー双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1群において侵害品の出現率を低い水準に留めていることが確認された。他方で、一部の商品類型につき、オークションおよびフリマ2群において、侵害蓋然性出品の出現率の上昇

が確認できていることから、権利者・プラットフォーム間のさらなる連携の強化および必要に応じたガイドラインの見直し等、様々な施策を検討していく必要がある。効果検証分科会において、当該商品類型については、すでに権利者とプラットフォームにて協議し、個別に対策を進めているとの報告があり、来年度の報告では侵害蓋然性出品の出現率の低下が期待される。

また、昨年度の協議会に引き続き、プラットフォームによる自主削除件数が一昨年度に比して多く報告されており¹、プラットフォームによる削除等自主的な取り組みの推進などにより、侵害品出現率が低く抑えられていたのではないかと考えられる。

なお、2022年5月1日に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が施行された。同法3条においては、各BtoCプラットフォームに対し、消費者保護に関する取組の実施と開示が努力義務として求められている。また、同法に基づいて官民協議会が設置され、今後は同法に基づく努力義務の実施状況等のモニタリングなどが進められると考えられる。同法の施行を契機に、本協議会においてはBtoCプラットフォームにおける侵害品対策の取組をより一層推進すべく、本協議会に参加していないBtoCプラットフォームへの働きかけとあわせて、具体的な対策検討に向けた情報共有を行っていくことで一致した。

本協議会では、同法の対象となるBtoC取引が行われる取引デジタルプラットフォームはもちろんのこと、その他の取引プラットフォームについても、これまでも権利者とプラットフォームとの対話、協議を通じて、知的財産権侵害品の流通抑止にかかる自主的な取組みを推進してきたところである。

具体的には、個別の知的財産権侵害品について権利者とプラットフォームが情報連携、協議を行い、必要に応じて本ガイドラインへの反映や、プラットフォームによる当該ガイドラインを用いた自主的なパトロールの改善に役立てており、効果検証結果からもその効果が認められているところ、消費者保護のための民間事業者間の連携のスキームとして非常に重要な意義を有している。

今後、関係省庁において消費者保護政策を検討いただく際には、民間の団体による本件協議会の取り組みも参考としていただき、消費者保護のための環境整備を推進いただくことを期待している。

¹ 例年、数値を公表している事業者の数や会員数の変動があるため、各年度の単純比較はできないことに留意する。

なお、今後も本協議会の取り組みの成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への対応にかかる議論を進めていく予定である。

各種統計データ

■ 出品総数（単位：万）

	平成 31 年 (令和元年) 2019 年	令和 2 年 2020 年	令和 3 年 2021 年
出品総数	17,104	12,521	12,989

- 平成 31 年度、令和 2 年度の数值は正会員 8 社のうち 7 社の合計値。
- 正会員 9 社の内 7 社の合計値。
- 計測に当たっては、12 月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を測定し、1 日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- 出品総数の測定を行ったプラットフォームの数に変動があるため、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 自主削除件数

	平成 31 年 (令和元年) 2019 年	令和 2 年 2020 年	令和 3 年 2021 年
著作権	34,926	162,107	232,284
商標権	370,732	3,388,740	1,988,637
合計	1,276,800	3,550,847	2,220,921

- 平成 31 年度、令和 2 年度の数值は正会員 8 社のうち 7 社の合計値。
- 正会員 9 社の内 7 社の合計値。
- 平成 31 年度の数值について、7 社の内 1 社は、自主削除件数を権利ごとに測定していないため、合計値のみに算入した。
- 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■ 権利者からの削除依頼件数

	平成 31 年 (令和元年) 2019 年	令和 2 年 2020 年	令和 3 年 2021 年
著作権	39,146	177,564	121,778
商標権	921,652	663,584	587,144
合計	960,798	841,148	708,922

- 平成 31 年度、令和 2 年度の数值は正会員 8 社のうち 7 社の合計値。

- 令和3年度は正会員9社のうち8社の合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーマー）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。